

国民生活審議会第4回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成20年1月22日(火) 16:00~18:40

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

3. 出席者

(委員) 松本部長、岡田委員、鬼丸委員、神田委員、藏本委員、齋藤(憲)委員、佐野委員、沢田委員、品川委員、中名生委員、早川委員、水巻委員、山本委員、吉岡委員

(事務局) 西国民生活局長、堀田官房審議官(国民生活局担当)、川口国民生活局総務課長、原嶋国民生活局消費者企画課長、高田国民生活局消費者調整課長、内畠国民生活局消費者企画課企画官、加納国民生活局消費者企画課消費者団体訴訟室長、高橋国民生活局総務課調査室長、小川国民生活局消費者情報室長

(ヒアリング説明者)

有馬真喜子氏(元国民生活センター会長・ユニフェム日本国内委員会理事長)、白川弘子氏((特)青森県消費者協会常務理事・事務局長)、阿曾沼元博氏(国際医療福祉大学大学院教授・順天堂大学客員教授)、日和佐信子氏(雪印乳業株式会社社外取締役)、落合誠一氏(中央大学法科大学院教授)

(1) 「消費者契約に関する検討委員会」の運営について

事務局より、資料1『「消費者契約に関する検討委員会」の運営について』に基づき説明を行い、「消費者契約に関する検討委員会」の委員長については、山本委員、その他の委員の構成については、山本委員長と松本部長に一任された。

(2) 事務局より、「第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説」について説明を行い、消費者政策部会では国民生活センターのあり方を議論しているところだか、それに加えて、消費者行政全体の今後のあり方も含めて議論していただきたい旨述べた。

(3) 国民生活センターの在り方について

(i) 事務局より「国民生活センターの整理合理化計画」及び「海外における消費者行政」について説明を行った後、以下のような質疑が行われた。

○スウェーデンの場合、消費者オンブズマンと長官が一つになっているのはなぜか。またどういう組織になっているか。

→消費者オンブズマンの役割は主に法執行であり、長官の役割は市場の調査、法改

正提案が主なもの。以前は消費者オンブズマンと消費者庁長官は別々だったが、両者の任務は消費者行政の推進のためには不可分であり、統合したほうが、シナジー効果があるということで、兼務形態をとることになったと聞いている。

○各国に比べて日本は配置人員が少ないのではないか。

→「消費者行政」の範囲をどうくるかにもよるが、わが国の消費者行政の人員は人口に比して少ないと思う。

○2点質問させていただきたい。まず1点目はOECD主要国の消費者行政についてご説明いただいたが、3類型以外にもあるのか。ドイツは3類型の例外、ととらえたらよいのか。2点目は今回の資料では消費者取引については除外されているのか。

→1点目については当然3類型に当てはまらない国もある。元々ドイツは各州が消費者行政を担当しており、連邦政府内には消費者政策担当機関がなかった。しかしEC指令を国内法制化していくために連邦政府としても消費者行政に関わらざるを得なくなったというのが経緯。また、例えばスペインやポルトガルの場合、地方分権が推進されており、消費者行政の中心が地方に移っている。2点目については、資料3で紹介した各機関が消費者取引も担当している。例えば韓国の場合、公正取引委員会が現在消費者取引を担当している。

○フランスについては、DGCCRFが集中的・一元的に消費者行政を担当しているとのことだが、INCはどういう位置付け、つまり行政機関なのか。職員は公務員になるのか。また韓国については、消費者院は公正取引委員会の傘下にあるのか。また財政経財省と公正取引委員会の関係はどうなっているのか。

→まずフランスについては、INCは行政機関であり、職員は公務員。韓国の場合、昨年消費者院の所管が財政経済省から公正取引委員会に移り、下部組織として機能している。韓国における消費者法の執行機関は公正取引委員会であり、政策立案機関である財政経済省の傘下にあるよりも公正取引委員会の傘下にある方が妥当であるとのことから、消費者院の所管が移ったものと聞いている。

(ii)有馬真喜子氏、白川弘子氏、阿曾沼元博氏、日和佐信子氏、落合誠一氏から説明の後、以下の議論があった。

○・国民生活センターの生命線は地方から得られた情報である。地方が充実することと、国民生活センターの信頼感を高めることの双方が重要であると考えられる。

・地方の消費者行政が縮小しているというお話があったが、活性化のための起爆剤となるような方策としてどのようなものが考えられるか。

→・各自治体の機能を高めるため、協会として研修事業を県に提案し、なんとか事業化できたものの、結局は実績作りにしかなかった。国民生活センターが

自治体の窓口の職員等を対象に研修を行えばよいのではないか。

- ・ 消費生活センターに情報すら寄せられないような、高齢者・障害者の埋もれた被害が非常に多発している。見守りネットワークを形成して問題発掘に努めているが、民間団体には限界もある。
 - ・ 消費者基本法や地方自治法に、消費生活センターを必置として盛り込むという考え方もあるのではないか。
 - ・ 国民生活センターの担当職員は、執行権限や調査権限がないため十分なアウトプットが出せないと痛感している。また、権限がないことによって国民生活センターに入っていない情報もある。
- 国民生活センターの意思決定に消費者や消費者団体の代表が参画することについてはどう考えるか。
- ・ 消費者庁のような新組織ができる場合に、国民生活センターとの機能分担をどのように考えるべきか。
 - 現在の独立行政法人国民生活センターを前提とすると、意思決定の方式は現在のものしかないと思われる。一方で、新しい組織を前提とする場合、ステークホルダーがとても多い分野なので、どのようなやり方をとるにせよ新しい試みになるだろう。
 - ・ 国民生活センターは、設置法上は地方の消費生活センターの中核とはされておらず、地方といわば善意で結びついているだけの状態となっている。こうした状態を改善するための法的仕組みについても検討が必要ではないか。
 - ・ 新組織と国民生活センターとの役割分担については、国民生活センターが消費生活センターなどの現場に積極的に赴いて情報を収集し、スーパーバイズを徹底する役回りとなり、実際の権限の行使は行政機関が担うという方式が考えられる。
- 国民生活センターは、権限がなく人員・予算規模も小さいため機能強化が困難であり、そのことが、ぬるま湯的な状態に繋がっているという面もあるのではないか。
- ・ 極論かもしれないが、発展的解体を行って新たな組織を設置するという方法も考えられないか。
 - せっかく国と地方のセンターというシステムがあるのだから、それをどのように有効活用していくかを考えるほうが良いのではないか。
 - ・ いかなる分野においてもそうだが、結局のところ、国家財政を使って国のあり方をどうしていくかという抜本的な議論がないと、ローカルな対処療法を繰り返してしまうだけである。
 - ・ 内閣府は、財務省と戦って予算を分捕ってくるというくらい頑張してほしい。
- 消費者団体への支援とは、具体的にどのような内容を想定しているか。
- 消費者団体は人的・物的に十分とはいえないので、その両面を含めた支援について、

積極的に役割を果たすべきと考えている。

○消費者政策の基本理念の変更にあわせて、国民生活センター法の目的規定の変更を検討する必要性についてはどのようにお考えか。

→消費者基本法にうたわれている権利を消費者自らが実現していけるようになることが最終目標であるが、現在の国民生活センターの目的はそうした内容にはなっていない。国民生活センターが設立当初の位置づけのままでよいのかどうかという点を含め、消費者の自立をできるだけ早く実現するためにいかなる拡充が必要かを検討する必要がある。

○民間におけるサービスの供給が過少とのことだが、具体的には。

→消費者団体訴訟制度が創設されて民間の活動領域が広がったが、訴権は差し止め請求にとどまり、訴訟すればするほどコストがかかる仕組みとなっている。権利を行使して報われるシステムがないと不十分といえるが、民間団体がそうした取り組みを促進すべく手を差し伸べているということもない。こうした状況を見ると、まだまだ消費者政策が頑張らなくてはならないのではないか。

○最近の例で古紙の偽装事件などは、消費者が環境に配慮して購買したいという選択の権利が行使できなかった例だといえる。消費者だけではなく、企業による CSR や行政による規制とセットで考えなければ消費者の自立は果たせないと思われるが、どのようにお考えか。

→行政による規制だけで済ませようとするのではなく、いかに企業の意識改革を促すかという手立てもあわせて考えていく必要がある。

○規制には、なじむ分野とそうでない分野がある。行政による規制がいかなる分野に対して必要か、過去の事例の研究等をもとにして抽出していくことが必要ではないか。

→規制には適する分野と適しない分野があるし、規制の失敗もありうる。また、何でも規制によってお上が縛りをかけるようであれば、消費者の自立という目的にとってはマイナスに働きうる。

○一般論として、産業振興官庁が消費者保護を担うのは任務のコンフリクトを招く潜在的な危険性があると考えられるが、一方で、産業振興官庁は個別の業界からの情報入手や専門知識の獲得という面で利点を有していると考えられる。一元化を考えるのであれば、この両者のバランスが問題になると思われるが、その点についてはどのようにお考えか。

→難しい問題である。具体的にどの分野を一元化すべきかというのは、それぞれの長特長によると思われる。他の業務と関連する場面が少ない分野であれば、統合する必要はないと思うが、仮にそうした場合でも、一元化組織は勧告権を担保する必要があるのではないか。

○一元化組織の職員が出身省庁にとられることがないようにしていくことも重要である。

- ・日本の産業振興官庁が十分な情報を持って行政活動を行っているかどうかは疑問である。近年の金融庁などをみても、業界から情報を吸い上げていくのではなく、一定のルールを示して透明性のあるかたちで行政運営を行っていくという方向で動きつつあるのではないか。
- ・立証責任を行政と事業者のどちらに課すかという問題でもある。不正競争防止法における表示規制の例のように、事業者側に商品の効果を立証させるという方法もある。
- ・消費者行政の一元化を果たしていくのであれば、そうした立証責任の転換の手立てもあわせて考えていく必要があるだろう。

○環境庁を創設した当時、寄り合い所帯であったため、通産省等に提出法案を潰されるなどなかなかうまく機能しなかった。消費者行政の一元化組織については、ある程度、将来を見据えた検討が必要ではないか。

- ・環境の変化の早い時代であり、30年先にどのような社会変動があるかもわからない。必要に応じて体制を見直していくような、動的な形での対応を考えて出発すべきではないか。
- ・あらゆる論点を検討してはいつまでたっても組織は作れないので、一元化に関しては、多少の蛮勇を奮っても実現を図ることが重要。
- ・完全なものを作ろうとするのは困難であり、走りながら組織を作っていくしかない。重要なのは、消費者を保護するという気概を持った組織を作っていくということである。

以上